

英国におけるコーポレーション法の 一般的採用

——一八五五年「有限責任法」成立過程に関する一考察——

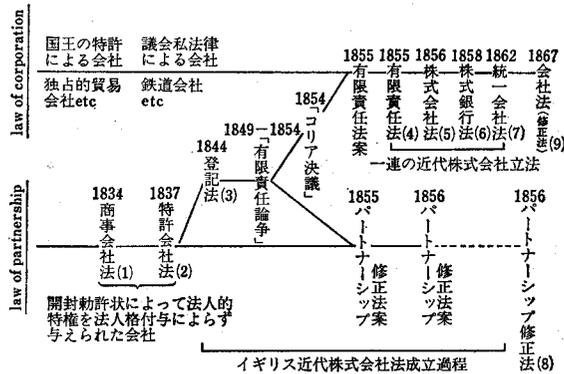
米山高生

一 序

英国近代株式会社法成立過程の研究は、内外に数多くみられるが、その成立背景に関する問題は、いまだに明らかにされていない⁽²⁾。従来の所説は、細部の異同はあるが大きく分けて次の二説に分けられる。第一説は、その背後に投資家およびロンドン金融筋の思惑が存在したというもの。第二説は、新興ブラジ⁽³⁾ワジ⁽⁴⁾の既存資本家に対する対抗という流れの中⁽⁵⁾で、究極的には産業資本家の意図が貫徹したというものである。本稿は従来の所説において軽視あるいは無視されていた点を新たな視角から再検討することを課題としているが、それに言及する前に英国近代会社法の潮流を鳥瞰すれば第一図のようになる。

英国近代会社法の潮流に対して本稿のとる視角は、この図に示されているように、コーポレーション法とパートナーシップ法の二つの流れの存在をふまえて近代株式会社法をとらえようとするものである。換言すれば、自然人が特定の目的のため

第一図 イギリス近代株式会社成立の法的潮流



でみたときに、従来の所説の一部で軽視ないし無視されていた次の二点の意味がはじめて理解される。第一点は、「有限責任論争」の意義の再検討と、それに関連して一八五五年議会提出の二法案の位置付け。第二点は、下院議員コリア(R. P. Collier)の意図した企業形態がどのようなものであったかという問題。この二つの点である。本稿におけるこの二点の検討により、一八五五年「有限責任法」がいかなる土壌の中でいかにし

に盟約により集合した「人的会社(パートナーシップ)」と、法人格を得て単なる自然人の集合概念とは異なった「物的会社(株式会社)」という企業形態論的な二つの見方から、英国近代株式会社成立過程を把握しなおそうとする視角であるといえる。

この流れの中

て立法化されたのが、明らかになることと思う。この検討にあたって、英国議會審議過程に関しては『英国議會議事録』(Hansard, Parliamentary Debates. 以下 Hansard. と略記)、『有限責任論争』に關しては『英國議會報告書』(British Parliamentary Papers. 以下 P. P. と略記)を主に利用した。

(一) シannon (H. A. Shannon) 8 は、一八五五年「有限責任法」の出現をもつて「このコーポレーション法が採用された。」(二八八頁)と述べている。本稿は「これにならうて同法を「有限責任の一般採用」よりも広い意義を持つ「コーポレーション法の採用」としてとらえよう」としているが、詳しくは行論のうちに示される。

(2) 株式会社設立実態の研究を含めれば、欧米ではリーバイ (Leone Levi) 4, 5 の先駆的研究からはじまって、シannon 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, ハント (B. C. Hunt) 2, シェフリース (J. B. Jefferys) 3, サマン (J. Saville) 6 などの業績がある。わが国では、大隅健一郎 14, 本間輝雄 19, 林道義 18, 荒井政治 13, 中村通義 17, の業績が基本的なものと思われる。また、最近の研究として鈴木俊夫 16 も見落せない。

(3) コットレル (P. L. Cottrell) 1 は、近作の中でこの問題にふれ解明の困難性を指摘している (P. 45)。

(4) 本稿では焦点の拡散を防ぐため推進主体の問題は扱わない。同法の経済的背景についての所説の整理は、拙稿「イギリス近代株式会社法成立の経済的背景に關する覚書」

(『一橋研究』5 卷 2 号) を参照されたい。

(5) 一八四九年下院においてスレイニー (R. A. Slaney) は「労働者階級の地位の改善のための手段を審議する委員会の設置を提案した。」(cf. Hansard, cv, 1849, pp. 871—4.) これは結実しなかったが、一八五〇年には同様の提案がとり上げられ、「中産階級および労働者階級の貯蓄のための安全な投資に關する委員会」が設置された。(cf. P. P., xix, 1850.) この一八五〇年委員会を嚆矢として、一八五一年「パートナーシップに關する委員会」(cf. P. P., xviii, 1851. Hansard, cxiv, 1851, p. 842 ff.) をついで一八五四年「商法に關する王立委員会」(cf. P. P., xxvii, 1854.) までに展開された論争を、本稿では「有限責任論争」と呼んでいる。この論争は、これら委員会を中心に地方商業會議所なども巻き込んだものであった。この事実は一八五五年「有限責任法案論争」がもたらした議院内でなされ、実業界からの反響が少なかったことと対照的である。

二 有限責任論争 (一八四九年五月二日—一八五四年)

まず「有限責任論争」の意義を再検討しなければならぬ。この「論争」に關する詳細な叙述はサビル 6 によってなされているが、彼はこの「論争」を分析する中で、「一般的有限責任」を認めた一八五五年「有限責任法」の意義を明らかにしようとした。サビルのこの視角を考慮に入れながら、「有限責任論争」

をいかなる企業形態について論じられたのか、という点から整理したい。この「論争」でとりあつかわれた企業形態は、(厳密には企業形態と言ひ難いものまで含めると)次の三種類があった。第一に、一八五一年「パートナーシップ法」に関する委員会⁽⁷⁾で主として論じられていた「利潤の変動に連動した『利子』で企業家に貸し付ける方式」。第二に、「有限パートナーシップ(イギリス的合資会社)」。第三に、「大陸的合資会社」である。第一のものは、保守的な英国の立法的性格を反映して、「有限パートナーシップ」という新制度の導入を避け、単なる貸し付け形式の修正によって便宜的に問題を打開しようとしたものであった。したがってこれは、厳密な意味で「企業形態」とは呼べない。しかしある種の「合資会社形態」を採用することによって生ずる便宜の一部を、かような貸し付け形式に擬制することによって得ようとするものであった。それに対し第二のものは、イギリス的合資会社ともいへべき「有限パートナーシップ」という企業形態である。これは無限責任社員と有限責任社員からなる小規模な「合資会社」であったが、第三の企業形態との相違は、株主が自らの意思のみでは株式を譲渡できないという点である。したがって第三の形態は、法人格を持つより完全な「合資会社形態」であるといえる。

「有限責任論争」においては、当初第一のかたちの主張が優勢であったが、のちに第二の企業形態の採用如何という問題に重点が移っていった。一方、第三の形態は明示的には主張されていない。留意すべきは、次の点である。第一の形式と第二の

企業形態との間に概念的混乱が存在していたこと。第二の企業形態と第三の企業形態との差異に対する認識が不足していたこと。そしてそのために、「有限責任論争」が全体として焦点が絞られないものとなったことである。「有限責任論争」を企業形態論的に整理してみると、それが少なからぬ混乱を内包していた論争であったことがわかる。

ではこのような論争について一八五五年に英国議会へ提出された二法案の性格はいかなるものであったらうか。二法案に関する実質的な審議がなされた下院第二読会に先立ってなされた商務省副長官ブーベリー(E. P. Bourne)の演説⁽⁸⁾をみてみよう。この演説は、一八五五年「有限責任法案論争」に一定の性格付けを与えると同時に、「有限責任論争」における論点を整理したのとして重要である。ブーベリーは、まず両法案が「双方の関連を無視して一方の検討をなすことが不可能なほどたいへん密接に関連している」ということを強調し、それらの同時審議を主張した。しかし両法案について個々に詳論した部分では、両法案の想定する企業形態的差異を強調している。彼によれば、「パートナーシップ修正法案」の扱う「個人パートナーシップ」と「有限責任法案」の扱う「株式会社」の間には、単なる「技術的な差以上のものがある」。前者の意図は、「營業に従事している者に……利益額の変化に応じて変わる金額を受ける」という条件で資金を提供し……かようにして資金を提供したものは、その資金を借りた人々のパートナーであると見做されるべきではない」というものである。一方後者は、銀行と保

險会社を除くすべての産業企業に対して「株式会社形態」採用の道を拓くものであった。以上の点を考慮すれば、第二の形態に重点をうつしていたとはいえず、「有限責任論争」が直接的に一八五五年「有限責任法」に結実したとみることは誤まりではなからうか。むしろ論争の流れからみれば、「バートナーシップ修正法案」へのつながりを無視できないであろう。したがって前述したサピルの視角は、「バートナーシップ修正法案」の意味を考慮しないために不十分なものとなっている。

以上の結果、われわれは「有限責任論争」が、一八五五年英国議会における「有限責任法案論争」の土壌を作ったことにその意義を認めることができるが、「有限責任法」成立のより直接的な契機は別に存在すると考えざるをえない。ではこの土壌に播かれた種子は、いかなるものであったらうか。

- (6) 18 & 19 Vict. c. 133.
- (7) cf. P. P., xviii, 1851.
- (8) この方式については、林道義^[18]四一頁を参照されたい。
- (9) 一八四四年「登記法」は、「二十五人以上の成員を持つ commercial partnership」がすべて登記することを義務づけていた。したがってここでいう「小規模」とは、「登記法」の規制以下の規模という意味である。
- (10) これについては、鈴木俊夫^[16]一八七—一九〇頁を参照されたい。ただし鈴木論文においては、「本稿で別のものとして区別した「イギリス的合資会社」と「大陸的合資会社」とを一括して「バートナーシップ・アン・ロマンディット」

とされている。後に明らかになるように、この差異を認識することは英国におけるコーポレーション法の一般的採用を明確にする上で重要なポイントである。

(11) たとえば「有限責任論争」において、反対論者は「一八四〇年代の鉄道投機の好ましからぬ結果」を論じて、有限責任と投機との関連を強調していた。(J. Saville [6] p. 25) しかしこの論争の中心課題が「有限バートナーシップ」であったのに対し、鉄道マニアを演出したのは主として議会私法律によって設立されていた「株式会社」であった。

- (12) Hansard, cxxxix, 1855, pp. 310-329.
- (13) *Ibid.*, cxxxix, 1855, p. 310. 第二読会がなされた六月二十九日は「バートナーシップ修正法案」の審議にあてられていたもので、議事録にもその名が冠されている。ペリーのこのような発言は、政府が「有限責任法案」を「バートナーシップ修正法案」審議の中に割り込ませようとする意図をもっていたことを反映したものであった。政府のこの強引ともいえる方法により、「バートナーシップ修正法案」は「有限責任法案」にいわば「軒端を貸して母屋を盗られる」という結果となった。
- (14) Hansard, cxxix, 1855, p. 319.
- (15) *Ibid.*, cxxxix, 1855, p. 317.
- (16) 保険会社の除外経過については、P. L. Cottrell, [1] p. 49, を参照された。

三 コリア決議

ここでわれわれは、第二の課題にうつらねばならない。「有限責任論争」の最終的結論ともいふべき一八五四年王立委員会の意見はいかなる「有限責任」の導入に対しても消極的なものであった。この結論をうけて下院議員コリア (R. P. Collet) は、「この問題に関する法案を議会に持ち込むことは不可能と考えられるので決議によって議会の意見をひき出すことがもとも望ましい」と考え、一八五四年六月二十七日下院で「合資会社形態」の採用に関する論議を促進させる意図をもった「コリア決議」を提出した。その内容は次のようなものであった。「外観ではパートナーでないにもかかわらず、ある会社の利潤の分配を受けているすべての人に対して、その会社の全債務の責任を負わせるパートナーシップ法は不十分なものであり、一定限度額をこえた責任を課すことなしにその利潤の分与を受けよう、その会社の資本に参加できるように修正されなくてはならない。」この決議文だけでは、コリアの想定していた企業形態を確定できない。しかし彼は、この決議にともなう発言の中で大陸の「パートナーシップ・アン・コマンドィット partnership en commandite」を例にあげてその有益性を強調している。さらに、翌年の下院では、「パートナーシップ修正法案が意図したパートナーシップと合資会社 société en commandite に相違点のあることを指摘したい。フランスでは株式は譲渡可能であるが、この法案においてはそうではない。

私はより完全なものとしてフランスの制度を支持している。」と主張している。こうしたことから考えると、コリアが本来望んでいた企業形態は、前述の第三の企業形態、すなわち株式の自由譲渡を認められた「大陸的合資会社」であったことが想定される。このことは、先に検討した「有限責任論争」の一般の傾向からみると注目すべき事実であろう。だがこの点に関する指摘は、従来の諸説ではほとんどなされていない。その上、一八五四年、一八五五年の議会でのコリア発言を追ってみると、「法人格の自由化」という論理が散見される。

したがって「コリア決議」は、「有限責任法」成立の重要な契機であった。他方、この「決議」の提出自体が「有限責任法案」の議会通過に対する思いがけない促進要因となった、という意味を持ったことを見落せない。「コリア決議」の提出に刺激を受けて、商務省はこの問題が解決されないかぎり商務省をとおした会社設立方法である「開封勅許状」の発行を控えるとの通達を下した。この通達は、「有限責任法案」の通過を「緊急な課題」とすることによって、「有限責任法」成立への促進要因となったわけである。

コリアは、「資産を持たない資本家」に対する好意的態度をその主張に織り込んでおり、その点ではスレイニーを代弁者とした「キリスト教的社会主義者」などの主張となんらかの共通項をもっていったようである。しかしながら企業形態論的整理を前提に一八五五年「有限責任法案論争」への潮流を念願におくならば、スレイニーの意図していたところ、コリアの意図し

ていたところがはっきりと違っていたことに注目しなければならぬ。要約すれば、「有限責任法案」提出への契機となりその源流に位置するのが「コリア決議」であり、同時審議され結局廃案となった「バートナシップ修正法案」は主として「有限責任論争」の中で培われたものと考えられる。結局、「有限責任論争」が作った土壌に「有限責任法」の種子を播いたのは、下院議員コリアであった。

(17) 「有限責任の選択を商業を営むすべての人々に対して許すことは得策でなく、法律のそのような変更は、一般的な商業利益に対し有益ではないだろう。」(cf. P. P., xxvii, 1854, p. 5 ff. and B. C. Hunt, [2] p. 126.)

コリアは、同委員会の結果に於いて次のように述べている。「委員諸氏の意見は割れた。そのうちの五人は法律のいかなる変更にも反対した。だが委員の一人であり、コモン・ロー裁判所において名高いブラムウェル (Bramwell) がその変更に対し強く賛意を示し、著大な商人ホミントン (Kirkman Hodgson) はコリアの提案に賛成であった。そして三人目に委員アンダーソン (Anderson) も実質的には同様の見解を示してゐた。」(Hansard, cxxxiv, 1854, p. 754.)

(18) コリアの近作^[1]では、法務府総裁 Attorney-General となれてゐるが、コリアは当時その職に就いてゐなかつた。(cf. Who's Who of British Members of Parliament, vol. I, 1832—1885, p. 86.) ちなみに「ブムデー

ン連合 (Aberdeen Coalition) 政府 (1852. 12.—1855. 1) の法務府総裁は「コックブーン (A. J. E. Cockburn) であつた。(cf. Hansard, cxxx, 1854, The Table of the Ministry.)

(19) Hansard, cxxxiv, 1854, p. 754; P. R. Collier.

(20) cf. *Ibid.*, cxxxiv, 1854, pp. 752—800.

(21) *Ibid.*, cxxxiv, 1854, p. 752. 論議の結果、この決議にアイルランドの言及が附加された。この言及については、Hansard, cxxxix, 1855, p. 311. を参照。

(22) 仏語 “société en commandite” の英訳である。本稿ではこれを「大陸的合資会社」として、イギリスの合資会社である「有限パートナーシップ」と区別している。なおイギリスにおける「合資会社」は、現在においてもフランス、ドイツなどと異なり「法人格」を有していない。「パートナーシップ」とされている。小島昌太郎^[5]を参照。

(23) cf. Hansard, cxxxiv, 1854, pp. 752—53.

(24) *Ibid.*, cxxxix, 1855, p. 332; R. P. Collier.

(25) コットレル^[1]は、本稿で示した論拠は明らかにしてゐないが、「(コリア決議の中で) 求められてゐたのは、大陸的有限パートナーシップ continental limited sleeping partnership であつたのだ。」(p. 51) と述べてゐる。

(26) なぜなら「有限責任論争」において論じられたものは、企業形態的にはあくまでもパートナーシップ法を基本としたもの(前述の第二形態とまりのもの)であつたのに対して、

コリアの想定した株式の自由譲渡をも認めた大陸的合資会社は、まさに「株式会社 full limited company」の「妥協的中间形態 halfway house」であった」(Cottrell [1] p. 54) からである。イギリスにせよ、かくしてトナーシップ法の修正に関する議論の上に、コーポレーション法の一般的採用の萌芽があらわれたのであった。

(27) cf. Hansard, cxxxiv, 1854, pp. 752—760, p. 800. *Ibid.*, cxxxix, 1855 pp. 329—331. pp. 332—333.

(28) 「コリア決議」提出の背景に次のようなメモノードがあったことに触れておきたい。それは、同年コリアの朋友議員が、「一八四四年法の下で設立された会社の破産に際して、五〇ポンドの出資に対し少く見積って五万ポンドを失った」(H. A. Shannon, [1] p. 97) という事件である。この事件に対して、下院はかなり同情的であったようである。

(29) cf. Hansard, cxxxvii, 1855, p. 943; the Earl of Derby. and *ibid.*, cxxxix, 1855, p. 1394; E. P. Bouverie.

(30) 「緊急性」については、Hansard, cxxxix, 1855, p. 1394; E. P. Bouverie. を参照。また一八五五年八月七日に上院へ提出された「抗議文 Protest」では、次のように述べられている。「……先週の議会において、政府が上院に対し『緊急 urgent』であるととして有限責任法案を強要した決定に反対し……」(Hansard, cxxxix, 1855, p. 1918)

(31) 「この決議(コリア決議)によって勧告された法律は、資産を持つ者が資本はないが有能で正直かつ勤勉な人を援助して商売できるようなし、やがて資本家になるであろう効果をもつだろう。」(Hansard, cxxxiv, 1854, p. 757)

(32) サベル(6)によれば、スレイニーは一八五〇年代初期には、'Christian Socialist' というよりもむしろ 'co-operative production' の思想に強く影響を受けた。

(33) 「有限責任論争」の立役者であったスレイニーの主眼は、「労働者の貯蓄に対する安全な投資」であった。この面では、コトネルによれば、彼の意図は Industrial and Provident Societies Bill の議会通過によって達成されていたという。(cf. Cottrell, [1] p. 48.)

(34) ただし一八五五年「パートナーシップ修正法案」は、後退したかたちのものであった。すなわち、この法案の意図するところが前述の第二の形態ではなく、第一の形式であったからである。

四 結び

以上で考察されたように「コリア決議」は、英国近代株式会社法成立過程において独自の意味をもつものであった。一八五五年「有限責任法」の成立から一八六二年「統一会社法」成立に至る過程は、それに続くコーポレーション法の一般企業への採用として把握することができる。

本稿における企業形態論的視角からの論点整理は、そののみ

第1表 1855年議会における両法案の審議経過

	日付	審議および審議内容	Hansard
下院	6.29	商務省副長官の演説 〈第二読会〉	310—358
	7.9	両法案同時審議 委員会差戻し動議(撤回)	636—645
	24	両法案同時審議 P法案を空文とする動議 (賛成 89 反対 41)	1348—1353
	26	L法案単独審議 反対議員のため前半は具体的審議に 入れず	1378—1397
	27	L法案単独審議 各条文ごとに具体的な審議	1445—1458
	30	L法案単独審議	1517—1524
	8.2	〈第三読会〉 上院へ送付	1709—1712
上院	7	会期の関係上、L法案を上院でとりあげるか否かで紛叫。 審議継続反対議員の「抗議文」提出	1895—1922
	9	L法案の審議 具体的修正	2025—2051
	10	L法案の審議 具体的修正	2101—2104
	11	審議終了 同日のうちに下院へ送付	2123—2127
下院	11	上院の修正に多くの不満があったが結局承認	2127—2130

Hansard, CXXXIX, 1855 より作成

パートナーシップ修正法案を P法案, 有限責任法案を L法案と略記。

上院, 下院の第一読会は, 無審議通過のため同表に記さなかった

では「有限責任法」成立の経済的背景および推進主体を
 説明することができない。しかし少なくともそれを解き
 あかす上でのひとつの準備作業としては、無駄ではない
 と思われる。また、英国近代株式会社法の意義を確定す
 る上でもひとつの糸口を提供すると考えている。

(35) 「有限責任法」の議会成立経過については、第
 一表を参照されたい。

(36) 英国における近代会社法の発展パターンは、次
 の四つの時期に分けられる。(一)一八二〇年代から一
 八五〇年代前半、(二)一八五五年から一八六二年、(三)
 一八六〇年代から一八八〇年代、(四)一八八〇年代末
 から一九〇八年。本稿では、紙幅の関係上第二の時
 期の出发点となった「有限責任法」に至る過程の考
 察に集中し、一八六二年法に至る第二期全体の考察
 は割愛した。そこで簡単に補なえば、次のようにな
 る。第二期は、コーポレーションの全面的な自由化
 の時期であった。議会審議過程に注目すれば、その
 担い手は、ブーベリーとロバート・ロー(Robert
 Lowe)であった。そして彼らが、それぞれ商務省
 副長官、長官であった事実からもわかるように、こ
 の時期は政府が率先して法の変更をすすめた時期で
 あった。このことは、一八六二年「統一会社法」の
 欠陥に対する改正要求がありながら、政府がそれに
 対して消極的であった次の三〇年間、すなわち第三

期とは著しく対照的である。一八六二年法に対する全面的改正運動に政府がイニシアチブをとったのは、政府が「大不況委員会 Royal Commission on the Depression of Trade and Industry」の勧告に刺激を受けた一八八〇年代後半以降、すなわち第四期であった。

第二期の立法的性格について、次の点を補っておきたい。第二期の徹底的な「法人自由化」は六〇年代に投機的会社設立ブームを伴い、「新しい許容的な法文のすゝめでの弱点と欠陥が露呈した」(Cottrell, [1] p. 57) たとえば、一八六六年恐慌によって生じた「特別委員会」が、一八四七年や一八五七年のそのように金融および銀行制度に関する調査を中心とせずに、会社法を調査するために設置されたことは、その点を端的に示している。また、ロバート・ローは、「一八七七年の有限責任法の効力を調査する第二議会委員会において、基本的には一九〇〇年まで変更されなかった一八五六年法案の急進的な性質を後悔した」(P. L. Cottrell, [1] p. 51.) とする。

(37) 欧米においては、このような視角を有する見解が有力のようである。(cf. Shannon, [8], Jefferys, [3], Cottrell, [1]) 一方わが国においては、関心が「有限責任」に集中される傾向がある。(林道義^[7]) むろん企業形態論において「有限責任」の意義の重要性を無視することはできない。しかし、このいわゆる「有限責任視角」に対する「ローボーンシマン視角」のすべれたところは、企業形態

論的により包括的な認識が可能となることである。イギリス的合資会社である「有限パートナーシップ」をより「合名会社形態」に近い「合資会社形態」として、「有限責任論争」および「コリア決議」の考察の中で検出したという成果は、後者の視角によるところが大きい。

(38) 一八六二年「統一会社法」で一応の完成をみた英国近代株式会社法は、「極端な寛容性 extreme degree of permissiveness」(Cottrell, [1] p. 54.) を有するものであった。この法律が会社発起人に与えた極端な自由は、皮肉にも投機的会社設立ブームを介在して、製造業者などに株式会社設立に対する嫌悪感を抱かせ資本蓄積阻害要因となつたことを、コットレルは指摘している。「寛容性は、産業金融にとって不都合な法的環境を提供した」(Cottrell, [1] p. 54.) 産業企業の直接的要請から生み出されたものではなかったという意味で、「実体に先んじていた」といえる英国近代株式会社法の意義に対し、多くの示唆を含む主張であろう。

参考文献

- [1] Cottrell, P. L., *Industrial Finance 1830—1914*. Methuen, 1980.
 [2] Hunt, B. C., *The Development of the Business Corporation in England 1800—1867*. Harvard, 1936.
 [3] Jefferys, J. B., *Business Organisation in Great Britain 1856—1914*. Doctorial Dissertation, University

- of London, 1938. Reprint. New York, 1977.
- [4] Levi, Leone, 'On Joint Stock Company' *Journal of the Statistical Society of London* 33, 1870.
- [5] ———, Leone, 'The Progress of Joint Stock Companies with Limited and Unlimited in the United Kingdom' *Journal of the Statistical Society of London* 49, 1886.
- [6] Saville, J., 'Sleeping Partnerships and Limited Liability 1850—1856' *Economic History Review* (2nd ser.) 8, 1956.
- [7] Shannon, H. A., 'Administrative Law in the Early Company Act' *Economica* 10, 1930.
- [8] ———, H. A., 'The Coming of General Limited Liability' *Economic History* 2—6, 1931.
- [9] ———, H. A., 'The First Five Thousand Limited Companies and Their Duration' *Economic History* 2—7, 1932.
- [10] ———, H. A., 'The Limited Companies of 1866—1883' *Economic History Review* 4—3, 1933.
- [11] ———, H. A., 'Joint Stock Companies' *Economic History Review* 8, 1937.
- [12] Todd, G., 'Some Aspects of Joint Stock Companies 1844—1900' *Economic History Review* 4—1, 1932.

- [13] 荒井政治『イギリス近代企業成立史』東洋経済新報社、一九六三年。
- [14] 大隅健一郎『株式会社法変遷論』有斐閣、一九五三年。
- [15] 小島昌太郎『比較株式会社形態論』有斐閣、一九五八年。
- [16] 鈴木俊夫『イギリス近代株式会社の生成過程』(三・上)(三・下)『金融経済』一八一号、一八二号、一九八〇年。
- [17] 中村通義『株式会社論』亜紀書房、一九六九年。
- [18] 林道義『イギリスにおける株式会社』『有限責任法』成立の経済史的背景』『土地制度史学』九卷、一九六七年。
- [19] 本間輝雄『イギリス近代株式会社形成史論』春秋社、一九六三年。

第一回補注

- (1) 4 & 5 Gul. IV c. 94 (2) 1 Vict. c. 73
- (3) 7 & 8 Vict. c. 110 (4) 18 & 19 Vict. c. 133
- (5) 19 & 20 Vict. c. 47 (6) 21 & 22 Vict. c. 91
- (7) 25 & 26 Vict. c. 89 (8) 28 & 29 Vict. c. 86
- (9) 30 & 31 Vict. c. 131

(一橋大学大学院博士課程)